

## 国立国語研究所共同利用推進センター運営委員会規程

令和 4年 4月 1日  
国語研規程 第94号  
改正 令和 5年 4月 1日  
改正 令和 6年 4月10日  
改正 令和 7年 4月 1日

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程（国語研規程第61号）第8条の規定に基づき、共同利用推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 委員会は、国立国語研究所共同利用推進センター規程（国語研規程第92号）第3条に則り、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 共同利用推進センター（以下「センター」という。）の基本方針に関すること
- (2) センターの予算に関すること
- (3) 各ユニットの管理・運営等に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) センター長
  - (2) ユニット長
  - (3) センターに所属する職員のうち委員長が指名する者
  - (4) 管理部長
  - (5) 研究推進課長
  - (6) 委員長が指名する職員 若干名
- 2 委員長は、センター長をもって充てる。

### (招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、管理部研究推進課との連携によりセンターにおいて処理する。

### (部会)

第6条 委員会に、センターの運営・管理等の諸問題について検討し委員会に提案するため、具体的な任務に応じた部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 3 部会は、センター長との協議のうえで部会長が指名する職員により構成する。

- 4 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。
- 5 部会の庶務は、管理部研究推進課との連携によりセンターにおいて処理する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 「国立国語研究所研究情報発信センター運営委員会規程」(国語研規程第70号)は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。